

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和4年5月23日付け西東京市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線名

練馬区みどりバス保谷ルート

(1) 協議が調っている路線の新設

起点を保谷駅南口から保谷駅北口に変更し、練馬主要区道67号線を通り四面塔稲荷前交差点までの区間を新設する。また、終点を光が丘駅から練馬光が丘病院（新病院）に変更し、光が丘警察署前交差点から練馬光が丘病院（新病院）までの区間を新設する。

(2) 協議が調っている路線の廃止

保谷駅南口から四面塔稲荷前交差点までの区間を廃止する。

(3) 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

① 運賃

大人 220 円、子ども（小学生） 110 円

② 割引運賃

以下の方は 110 円

ア 65 歳以上の方

イ 身体障害者手帳、愛の手帳、写真付きの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

ウ 身体障害者手帳、愛の手帳に「一級・第一種」の記載がある方の介護人

エ 写真付き精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の必要と認められる介護人

オ 「心身障害者 民営バス乗車割引証」に 介 の記載がある方の介護人

※ア 年齢の分かるもの、イ・ウ・エ 手帳、オ 割引証を乗車時に提示すること。

③ ①、②とも従前と変更なし。

令和4年●月●日

西東京市地域公共交通会議

会長 まちづくり部長 ●● ●●